

西宮市上下水道局工事成績評定及び通知公表要領

(平成 25 年 3 月 28 日)

(決裁水財第 370 号)

沿 革

平成 26 年 4 月 1 日 [1]

平成 29 年 4 月 1 日 [2]

平成 30 年 4 月 1 日 [3]

令和 元年 7 月 1 日 [4]

令和 元年 12 月 1 日 [5]

令和 2 年 4 月 1 日 [6]

令和 3 年 4 月 1 日 [7]

(目 的)

第 1 条 この要領は、西宮市上下水道局が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）及び評定結果の通知並びに公表に関して必要な事項を定め、工事検査業務の透明性の確保と厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。[1] [5]

(評定の対象工事)

第 2 条 評定を実施する工事は、契約金額が 130 万円以上の工事とし、完成検査（西宮市上下水道局工事検査規程（平成 14 年西宮市水道局訓令第 2 号。以下「検査規程」という。）第 3 条第 1 号に規定する完成検査をいう。以下同じ。）について行うものとする。ただし、災害に伴う緊急工事及び応急工事については、評定の対象外とする。また、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で、契約管理課担当課長が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。[1] [2] [3] [6] [7]

(評定者)

第 3 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査員（検査規程第 2 条第 2 号に規定する検査員をいう。以下同じ。）及び工事監督員（西宮市上下水道局工事監督規程（平成 14 年西宮市水道局訓令第 3 号。以下「監督規程」という。）第 2 条第 2 号に規定する工事監督員をいう。以下同じ。）とする [1] [2]

(評定の方法)

第 4 条 評定は、工事ごとに独立して行うものとし、監督又は検査によって確認した事項に基づき、評定者ごとに厳正かつ的確に行うものとする。この場合において、工事監督員と検査員は、必要に応じて協議を行うものとする。[5]

2 検査規程第 13 条（検査規程第 18 条において準用する場合を含む。）及び別に定める工事成績評定基準に基づく工事成績評定書（以下「評定書」という。）は、次に掲げる工事の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。〔2〕

（1）契約金額が 1,000 万円以上の工事（第 3 号に掲げる工事を除く。） 別記様式 2 号〔2〕〔3〕

（2）契約金額が 1,000 万円未満の工事（次号に掲げる工事を除く。） 別記様式 3 号〔2〕〔3〕

（3）単価契約による工事 別記様式 4 号

（契約管理課（技術管理担当）検査の評定等）

第 5 条 工事監督員は、検査規程第 4 条第 1 項の区分による検査において評定を行ったときは、速やかに評定書（別記様式 2－1 号）を作成し、工事担当課長を経由して、これを検査員に提出しなければならない。〔2〕〔5〕

2 検査員は、前項の検査において評定を行ったときは、速やかに細目別評定点採点表（以下「採点表」という。）を作成し、工事検査結果報告書（別記様式 5 号）に当該採点表（別記様式 1－1 号）及び評定書（別記様式 2 号）を添えて、これを契約管理課担当課長に報告しなければならない。〔2〕〔6〕〔7〕

3 契約管理課担当課長は、前項の報告を受けたときは、速やかに工事検査結果通知書（別記様式 6 号）に採点表（別記様式 1－1 号）及び評定書（別記様式 2－2 号）を添えて、これを工事担当課長及び契約管理課長に通知しなければならない。〔2〕〔6〕〔7〕

（工事担当課検査の評定等）

第 6 条 工事監督員は、検査規程第 4 条第 2 項の区分による検査において評定を行ったときは、速やかに評定書（別記様式 3－1 号又は別記様式 4－1 号）を作成し、これを検査員に提出しなければならない。〔2〕

2 検査員は、前項の検査において評定を行ったときは、速やかに採点表を作成し、工事検査結果報告書（別記様式 7 号）に当該採点表（別記様式 1－2 号）及び評定書（別記様式 3 号又は別記様式 4 号）を添えて、これを工事担当課長に報告しなければならない。〔2〕〔5〕

3 工事担当課長は、前項の規程による報告を受けたときは、速やかに工事検査結果通知書（別記様式 8 号）に採点表（別記様式 1－2 号）及び工事成績評定書（別記様式 3－2 号又は別記様式 4 号の写し）を添えて、これを契約管理課担当課長及び契約管理課長に通知しなければならない。〔1〕〔2〕〔5〕〔6〕〔7〕

（受注者への評定結果の通知）

第 7 条 契約管理課担当課長は、第 5 条の規定による評定結果について、工事成績評定通知書（別記様式 9 号）により、これを当該工事の受注者に通知するものとする。〔2〕〔5〕〔6〕〔7〕

2 工事担当課長は、第4条第2項第2号の区分に該当する工事について、前条の規定による評定結果を、工事成績評定通知書（別記様式10号）によりこれを当該工事の受注者に通知するとともに、その写しを契約管理課担当課長へ送付しなければならない。〔1〕〔2〕〔5〕〔6〕〔7〕

3 前2項の受注者への通知の方法は、手渡し、郵送又は電子メールの送信によるものとする。〔1〕〔2〕〔5〕

（説明請求等）

第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、評定の内容について、通知のあった日の翌日から起算して7日（西宮市の休日を定める条例（平成2年西宮市条例第22号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、工事成績評定に係る説明請求書（別記様式11号）により、第4条第2項第1号の工事にあつては契約管理課担当課長に、第4条第2項第2号の工事にあつては工事担当課長に説明を求めることができる。〔1〕〔2〕〔5〕〔6〕〔7〕

2 契約管理課担当課長、又は工事担当課長は、前項の規定により説明を求められたときは、説明請求のできる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、評定の内容について、工事成績評定に係る説明書（別記様式12号）により回答するものとする。ただし、事務処理上の理由その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。〔1〕〔2〕〔6〕〔7〕

3 前項の規定による回答を行うに当たって、あらかじめ契約管理課担当課長と、工事担当課長は協議を行うものとする。〔2〕〔6〕〔7〕

（再説明請求の教示）

第9条 前条第2項の規定による回答においては、再説明を求めることができる旨を教示するものとする。〔5〕

（再説明請求）

第10条 第8条第2項の規定による回答を受けた受注者は、その内容について、回答のあった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、工事成績評定に係る再説明請求書（別記様式13号）により、第4条第2項第1号の工事にあつては契約管理課担当課長に、第4条第2項第2号の工事にあつては工事担当課長に、再度、説明を求めることができる。〔1〕〔2〕〔5〕〔6〕〔7〕

2 契約管理課担当課長、又は工事担当課長は、前項の規定により再説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書（別記様式14号）により回答を行うものとする。この場合において、契約管理課担当課長、又は工事担当課長は、双方協議の上、あらかじめ工事成績評定審査委員会に意見を求めるものとする。〔1〕〔2〕〔6〕〔7〕

3 前項の再説明請求に対する回答は、工事成績評定審査委員会による審議の結果報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に行うものとする。〔2〕

4 契約管理課担当課長は、前項の回答を行ったときは、当該工事成績評定に係る再説明請求書及び工事成績評定に係る再説明書を契約管理課の窓口において閲覧に供する方法により公表するものとする。〔2〕〔6〕〔7〕

(工事成績評定審査委員会の設置)

第 11 条 前条第 2 項の規定に基づき再説明請求に対する回答に関する事項を審議するため、工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。〔2〕〔5〕

2 審査委員会は、上下水道局次長、工事の施行を所管した部等の長（以下「工事所管部長」という。）、上下水道総括室長、工事担当課長及び契約管理課長をもって組織する。〔1〕〔2〕

3 審査委員会に、会長及び副会長を置き、会長は上下水道局次長を、副会長は工事所管部長をもって充てる。〔1〕

4 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 審査委員会は、会長が招集する。ただし、過半数の委員の出席がなければ審査委員会を開催することができない。

7 会長が必要と認めるときは、審査委員会に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 急施を要するため、会長が審査委員会を招集するいとまがないと認めるときは、審査事項を記載した書面を各委員に回付して、審査委員会の開催に代えることができる。

9 審査委員会の庶務は、契約管理課（技術管理担当）において処理する。〔2〕〔6〕〔7〕

(評定結果の公表)

第 12 条 第 7 条の規定により受注者に通知した評定結果は、西宮市上下水道局請負工事成績評定点一覧表（別記様式 17 号）により契約管理課の窓口において閲覧に供するほか、インターネットの利用（西宮市上下水道局のホームページへの掲載をいう。）により公表するものとする。〔1〕〔2〕〔5〕

2 前項の一覧表への掲載は、完成検査の完了した日の翌月末に行うものとし、評定結果を掲載した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。〔1〕〔2〕

(再交付)

第 13 条 契約管理課担当課長、又は工事担当課長は、第 8 条の規程による通知を受けた受注者から、

工事成績評定通知書（別記様式 9 号又は別記様式 10 号）について再交付の請求があった場合は、写しの交付を行うものとする。〔1〕〔2〕〔5〕〔6〕〔7〕

- 2 前項の写しの交付を行う期間は、当該通知を行った日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から起算して 3 年を経過する日までとする。

（評定の修正）

第 14 条 評定者は、評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正するものとする。〔5〕

- 2 第 7 条の通知後、当該工事において法令違反等による入札参加資格停止の処分等が行われた場合、当該評定を修正するものとし、修正後の評定点は、修正した工事成績評定通知書の通知日からの適用とする。〔4〕

- 3 第 1 項及び前項の規定による評定の修正については、第 4 条から第 10 条まで、第 12 条及び前条（第 8 条第 1 項の規定による説明請求のあった評定の修正にあつては、第 4 条から第 7 条まで、第 12 条及び前条）の規定を準用する。この場合において、第 7 条及び前条中「工事成績評定通知書（別記様式 9 号又は別記様式 10 号）」とあるのは「工事成績評定修正通知書（別記様式 15 号又は別記様式 16 号）」と読み替えるものとする。〔1〕〔2〕〔4〕

（委任）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、別に定める。〔5〕

付 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の実施前に締結した工事の請負契約に係る評定及び通知公表については、なお従前の例による。
- 3 単価契約による工事の評定については、当面の間、従前の例による。

付 則（平成 26 年 4 月 1 日〔1〕）

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の実施前に締結した工事の請負契約に係る評定及び通知公表については、なお従前の例による。
- 3 単価契約による工事の評定については、当面の間、従前の例による。

付 則（平成 29 年 4 月 1 日〔2〕）

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の実施前に完成した工事の請負契約に係る評定及び通知公表については、なお従前の例による。この場合において、財務課を契約管理課に読み替える。
- 3 単価契約による工事の評定については、当面の間、従前の例による。

付 則（平成 30 年 4 月 1 日〔3〕）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の実施前に締結した工事の請負契約に係る評定及び通知公表については、なお従前の例による。
- 3 単価契約による工事の評定については、従前の例による。

付 則（令和元年 7 月 1 日 [4]）

- 1 この要領は、令和元年 7 月 1 日から実施する。

付 則（令和元年 12 月 1 日 [5]）

- 1 この要領は、令和元年 12 月 1 日から実施する。

付 則（令和 2 年 4 月 1 日 [6]）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 3 年 4 月 1 日 [7]）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。